

## 松江市交通局の定期旅客運賃（営業割引定期）の廃止

松江市交通局

### （1）本運賃協議会に廃止を諮る定期旅客運賃（営業割引定期）

#### ① のりほS P（スクールバス）

- ・運用開始 平成 24 年 4 月 1 日
- ・内 容 レイクラインを除く市営バス全線 1 ヶ月間（1 日～月末）乗り放題
- ・金 額 1 ヶ月：中学生以上 5,000 円、小学生以下 2,500 円

#### ② 松江だんだんバス

- ・運用開始 平成 20 年 12 月 1 日
- ・内 容 65 歳以上の松江市民を対象とした市営バス全線乗り放題定期
- ・金 額 1 ヶ月 5,000 円、3 ヶ月 13,000 円、6 ヶ月 20,000 円、1 年 31,000 円

### （2）添付資料

別添 運賃概要（旧・新）

別紙 その他割引定期運賃表

### （3）廃止予定日

令和 8 年 3 月 31 日

## 1. 運賃の種類及び額

旅 客 運 賃 の 種 類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	(略)
	特殊普通旅客運賃	
定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃	//
	通学定期旅客運賃	//
	特殊定期旅客運賃 (学期定期)	//
	営業割引定期	<u>別紙のとおり</u>
回数旅客運賃	特殊回数旅客運賃	(略)
	普通回数旅客運賃	
荷物運賃		//
小荷物運賃		

## 2. 旅客運賃の計算方法

- ア. 小児運賃は大人の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き最低運賃を適用する。  
最低運賃は次のとおりとする。普通旅客運賃(大人)250円 (小児)130円
- エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。
  - (A) 割引率 普通団体旅客運賃・・・1割引  
学生団体旅客運賃・・・2割引
  - (B) 算式
    - ・大人団体旅客運賃 大人普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員
    - ・小児団体旅客運賃 小児普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員
    - ・大人と小児が混乗する場合  
大人普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員  
+ 小児普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員
    - ・大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合  
大人普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員  
+ 大人普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員  
→ 小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方法

- ア. 小荷物運賃を計算する場合の重量はKg単位とし、Kg未満の端数は切り上げる。
- イ. 小荷物運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当市の一般バス(観光ループバスを除く)で旅客及び物品を輸送する場合に適用する。

(2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、その停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃・・・中学生以上の者

小児運賃・・・小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(ウ) 特殊普通旅客運賃のうち、乗継ぎ乗車にかかる割引は下記のとおりする。

・南北循環線にかかる乗継ぎ割引

南循環線・北循環線の乗車（指定した停留所に限る）に適用し、乗継ぎ後の運賃から、（大人）100円（小児）50円を割引する。

・その他の路線にかかる乗継ぎ割引（対象となる他社線を含む、観光ループバスを除く）は、乗継ぎ後の運賃から、（大人）20円（小児）10円を割引する。

ただし、いずれの乗継ぎ割引も乗車券を発行した当日のみの有効とし、1時間以内の乗り継ぎかつ1回の乗車に限る。

(エ) 特殊普通旅客運賃のうち、1日乗車券については限定路線（観光ループバス）を適用区間とし、乗車指定日のみ有効とし乗車回数、区間は制限しない。運賃は（大人）700円（小児）350円とする。

イ. 定期旅客運賃

(ア) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は金額式定期券とし、通勤及び通学等に必要と認められる金額区間内を不定回数乗車する場合に適用し、乗車回数を制限しない。また、通勤定期旅客運賃は、原則として乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。その他、以下、(イ)を適用とする。

(イ) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定する保育所（園）に通学する者及び、これらの学校と同等と認められる学校、小学校、幼稚園、施設と管理者が認めたものに通学する者で、校長又は当該施設長の証明書を提出した者とする。

(ウ) 特殊定期旅客運賃のうち「期間限定（学期別）通学定期旅客運賃」は2ヶ月及び3ヶ月と、端数日数のある金額式定期券とする。

(エ) 特殊定期旅客運賃のうち「高齢者フリー定期券」については、65歳以上の松江市民を対象とし、全ての路線を適用区間とし、乗車回数、区間を制限しない。

(オ) 特殊定期旅客運賃のうち「通学フリー定期券」については、（イ）により限定する旅客が、限定路線（観光ループバス）を除く区間を適用区間とし、乗車回数、区間を制限しない。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条 第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及び介護者とする。

イ. 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設において養護又は保護を受けているもの及び付添人（当市において付添人を必要と認める場合）とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条 第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

エ. 知的障害者に対する割引

療育手帳の交付を受けている者及び介護者とする。

（6）運賃の割引で複数の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。

（7）団体旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 団体旅客運賃は、旅行目的・行程を同じくするもので構成された10人以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。

イ. 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員・旅行斡旋人を含む）とする。

（8）回数旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 乗降停留所を指定しない回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

イ. 通学回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする。

ウ. 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。

（9）小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 小荷物運賃は荷主からの物品の運送を引き受けた場合に適用する。

イ. 普通小荷物運賃は、次のウ～カに規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。

ウ. 特別扱新聞紙運賃はあらかじめ当局の承認を受けた場合に適用する。

エ. 特別扱週刊誌運賃はあらかじめ当局の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。

オ. 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上期間を定めて契約した運送をする場合。

カ. 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間で多回数片道運送を行うものであって、あらかじめ契約して運送する場合。

## 1. 運賃の種類及び額

旅 客 運 賃 の 種 類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	(略)
	特殊普通旅客運賃	
定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃	//
	通学定期旅客運賃	//
	特殊定期旅客運賃 (学期定期)	//
回数旅客運賃	特殊回数旅客運賃	//
	普通回数旅客運賃	//
荷物運賃 小荷物運賃		//

## 2. 旅客運賃の計算方法

- ア. 小児運賃は大人の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き最低運賃を適用する。
- エ. 最低運賃は次のとおりとする。普通旅客運賃(大人)250円 (小児)130円
- エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。
  - (A) 割引率
    - 普通団体旅客運賃・・・1割引
    - 学生団体旅客運賃・・・2割引
  - (B) 算式
    - ・大人団体旅客運賃 大人普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員
    - ・小児団体旅客運賃 小児普通旅客運賃 × (1 - 割引率) × 人員
    - ・大人と小児が混乗する場合
 
$$\text{大人普通旅客運賃} \times (1 - \text{割引率}) \times \text{人員} + \text{小児普通旅客運賃} \times (1 - \text{割引率}) \times \text{人員}$$
    - ・大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合
 
$$\text{大人普通旅客運賃} \times (1 - \text{割引率}) \times \text{人員} + \text{大人普通旅客運賃} \times (1 - \text{割引率}) \times \text{人員}$$
    - 小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方法

- ア. 小荷物運賃を計算する場合の重量はKg単位とし、Kg未満の端数は切り上げる。
- イ. 小荷物運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当市の一般バス(観光ループバスを除く)で旅客及び物品を輸送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、その停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃・・・中学生以上の者

小児運賃・・・小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(ウ) 特殊普通旅客運賃のうち、乗継ぎ乗車にかかる割引は下記のとおりする。

・南北循環線にかかる乗継ぎ割引

南循環線・北循環線の乗車（指定した停留所に限る）に適用し、乗継ぎ後の運賃から、（大人）100円（小児）50円を割引する。

・その他の路線にかかる乗継ぎ割引（対象となる他社線を含む、観光ループバスを除く）は、乗継ぎ後の運賃から、（大人）20円（小児）10円を割引する。

ただし、いずれの乗継ぎ割引も乗車券を発行した当日のみの有効とし、1時間以内の乗り継ぎかつ1回の乗車に限る。

(エ) 特殊普通旅客運賃のうち、1日乗車券については限定路線（観光ループバス）を適用区間とし、乗車指定日のみ有効とし乗車回数、区間は制限しない。運賃は（大人）700円（小児）350円とする。

イ. 定期旅客運賃

(ア) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は金額式定期券とし、通勤及び通学等に必要と認められる金額区間内を不定回数乗車する場合に適用し、乗車回数を制限しない。また、通勤定期旅客運賃は、原則として乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。その他、以下、(イ)を適用とする。

(イ) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定する保育所（園）に通学する者及び、これらの学校と同等と認められる学校、小学校、幼稚園、施設と管理者が認めたものに通学する者で、校長又は当該施設長の証明書を提出した者とする。

(ウ) 特殊定期旅客運賃のうち「期間限定（学期別）通学定期旅客運賃」は2ヶ月及び3ヶ月と、端数日数のある金額式定期券とする。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条 第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及び介護者とする。

イ. 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設において養護又は保護を受けているもの及び付添人（当市において付添人を必要と認める場合）とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条 第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

エ. 知的障害者に対する割引

療育手帳の交付を受けている者及び介護者とする。

(6) 運賃の割引で複数の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。

(7) 団体旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 団体旅客運賃は、旅行目的・行程を同じくするもので構成された10人以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。

イ. 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人（教職員・旅行斡旋人を含む）とする。

(8) 回数旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 乗降停留所を指定しない回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

イ. 通学回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする。

ウ. 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。

(9) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 小荷物運賃は荷主からの物品の運送を引き受けた場合に適用する。

イ. 普通小荷物運賃は、次のウ～カに規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。

ウ. 特別扱新聞紙運賃はあらかじめ当局の承認を受けた場合に適用する。

エ. 特別扱週刊誌運賃はあらかじめ当局の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。

オ. 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上期間を定めて契約した運送をする場合。

カ. 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間で多回数片道運送を行うものであって、あらかじめ契約して運送する場合。

【別紙】

高齢者フリー定期券

区分	運賃
1箇月	5,000円
3箇月	13,000円
6箇月	20,000円
1年	31,000円

通学フリー定期券

区分	1箇月
大人	5,000円
小児	2,500円